入　札　説　明　書

１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

なお、入札の際は条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書（様式４）及び添付書類を作成し、入札場所に持参すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成２０年８月６日付け２０文第１６１０号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

２　入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式１－１）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

また、回答については、入札公告に記載されている回答予定日に条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式１－２）により福島県相馬港湾建設事務所のホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

３　入札方法等

(1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。

(2) 入札者は、指定の入札書（様式２）に必要とする事項を記載し、入札公告に記載する日時及び場所へ提出すること。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、入札書の提出前に代理人の資格を示す指定の委任状（様式３）を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

(4) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(5) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(6) 入札書のあて先は、「福島県相馬港湾建設事務所長」とすること。

(7) 入札結果の公表及び方法について

ア　入札結果の公表は、契約締結後１４日以内に行う。

イ　公表は、入札執行機関において行う。

４　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第２４９条第１項第４号及び同施行通達第２４９条関係第２項の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第２２９条第１項の規定に該当する場合は免除する。

５　その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてＡ４判とすること。

(4) 入札参加資格確認書類の提出については、別紙１のとおりとする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

（別紙１）

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書（様式４）に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

１　庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和８・９年度分）の警備業務に登録されていること

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

２　相双管内に本店、支店又は営業所を有していること

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

３　過去５年の間、本件業務又は本件業務と類似（港湾又は空港）の常駐警備を元請けとして履行した実績があること

当該業務に係る「契約書の写し」を提出すること。

４　施設警備業務検定２級以上又は実務経験３年以上の者を各埠頭に常時１名配置できること

「配置警備員名簿（任意様式)」を提出すること。